

第 31 回 公物管理等分科会における審議の結果報告 平成 27 年度事業選定等に係るヒアリングについて

「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」及び「福祉用具臨床的評価事業」（厚生労働省）

『公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について（平成 27 年 12 月 16 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、厚生労働省に対してヒアリングを実施することとして通知した「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」及び「福祉用具臨床的評価事業」について、第 31 回公物管理等分科会（平成 28 年 3 月 3 日開催）にて審議を行った。

両事業については、事業開始以来同一の公益財団法人による一者応札が続いていることなどから、厚生労働省が現状の課題をどのように認識し、改善に向けて今後どのように取り組んでいくのか、また、課題解決に際して市場化テストを活用する余地がないかなどの点を明らかにするために、ヒアリング開催の運びとなったものである。ヒアリングの概要は、以下のとおり。

1. ヒアリングの内容等

厚生労働省から事業の概要等について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

(1) 現行事業者以外に受託可能な者や、事業の競争性改善のための取組について具体的な検討が必要

- ・ 関心を持つ事業者が現れるのを待つのではなく、受託可能と想定される事業者を把握し、それらの者へ周知する努力が必要。
- ・ 業務の性質からして公益財団法人でなければ受託が難しいというものであれば、現行事業者以外でも受託可能と思われる公益財団法人へ周知するといった対応を検討できるはずだ。
- ・ 現在の発注内容は、現行事業者に有利となっており、競争改善のために公平性・公正性をどのように担保させていくかという点で、既に取り組を諦めている印象だ。事業が本格始動して既に 3 年経過している点もかんがみても、悠長ではないか。
- ・ 民間コンサルやシンクタンク等、介護分野における各場面別には知見を持った事業者が存在しているとのことなので、それらの者をどのように活用できるようにするか、厚生労働省がどのようなサポートをすれば新

規事業者も受けやすくなるかという点で具体的な検討が必要。現在の説明では、検討過程の考察が見えない。

(2) 業務切り分けの検討が必要

- ・ 両事業において行政が担う部分と受託事業者が担う部分の線引きが明確でなく、受託事業者である公益財団法人の当該2事業における立ち位置が整理されていないのではないかと。
- ・ 福祉用具の認定基準や評価項目の設定といった重要な要素まで、委託業務の一部として競争に付していることに強い違和感を覚える。
- ・ 業務を、現行受託者である公益財団法人が実施しなければ事業の目的を達成できない部分と、競争性を働かせることができる部分とに切り分けて検討する必要があるのではないかと。
- ・ 現在の仕様には事務的な業務内容が含まれているが、企画競争で競わせるのは、本来は専門性の部分だ。また、誰でも対応が可能な部分までが受託内容に入っていることで、受託事業者が本来負うべき専門的な職責が達成されていないのではないかと懸念も生じる。

(3) 市場化テストの適用余地を検討する前に、上記論点について整理が必要

2. ヒアリングを受けた結果及び今後の対応方針

厚生労働省は、今後、民間事業者へのアンケート等を実施し、入札へ参加しなかった理由を分析するなどの取組を予定しているが、それと併せて、ヒアリングにおける委員の意見を踏まえて、事業の発注の在り方も含めた検討を行う。

監理委員会は、両事業について、平成28年度以降のヒアリング対象候補として引き続き競争性の改善を要請し、厚生労働省による取組をフォローアップする。

以 上